

三木町告示第 166 号

地方自治法（昭和 22 年法第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 3 項の規定に基づき、指定納付受託者の「住所又は事務所の所在地」の変更届出がありましたので、同法第 231 条の 2 の 3 第 4 項の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 21 日

三木町長 伊藤 良春

- 1 指定納付受託者に納付させる歳入
ふるさと思いやり事業指定寄付金
- 2 指定納付受託者の指定を受けた者の名称及び所在地
名称 株式会社トラストバンク
住所 東京都港区北青山二丁目 14 番 4 号